

市川市動植物園におけるキッチンカー等の出店による営業の許可に関する要領

1 目 的

動植物園のスペースを活用したキッチンカー、屋台及び露店（以下「キッチンカー等」という。）を利用した飲食の提供及び物販に関する営業の許可を行い、利用者の利便性向上と動植物園の魅力を高めることを目的とする。

2 事業者登録の申請

動植物園内でキッチンカー等の出店を希望する者は、あらかじめ、次に掲げる書類を提出し、動植物園の審査を受け事業者登録をしなければならない。

- (1) キッチンカー等事業者登録（更新）申請書（別紙１）
- (2) 営業許可証の写し
※市川市内で営業を行うために必要な許可書（千葉県内の保健所が発行したもの）
（※物販は除く）
- (3) 生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）証明書の写し
- (4) 食品衛生責任者の資格の証明書の写し（※物販は除く）
- (5) 使用する車両の車検証の写し（※屋台及び露店は除く）
- (6) キッチンカー等の写真画像
 - ① ナンバープレートが確認できること（※屋台及び露店は除く）。
 - ② 内装、装備等が確認できること。
 - ③ 全体の意匠が確認できること。

なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、キッチンカー等事業者登録（更新）申請書（別紙１）の他、該当する書類を提出すること。

3 事業者登録の要件

次のいずれかに該当する者は、事業者登録をすることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び指定暴力団員等）に該当する者
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者
- (5) 市税を滞納している者（猶予を受けている者を除く）
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（猶予を受けている者を除く）

4 出店場所（別紙２）

- (1) 動物エリア（キッチンカー）
- (2) 入口前エリア（キッチンカー）
- (3) レストハウス軒下エリア（屋台及び露店）

5 出店数の上限

	キッチンカー		屋台及び露店
	動物エリア	入口前エリア	レストハウス 軒下エリア
平 日	3 店	1 店	2 店
土・日曜 祝 日	4 店	2 店	3 店

なお、出店エリアの上限数は、施設管理者の判断により変更する場合がある。

6 出店許可日

キッチンカー等が出店できる日は、動植物園の開園日とする。

※動植物園の休園日は、月曜日（※祝日と重なった場合は翌日）及び年末年始。

ただし、次に掲げる場合は、営業を取り消す場合がある。

- (1) イベント等の実施により、出店を認めるのが困難と判断したとき
- (2) 緊急の工事等により、支障があると認めたとき
- (3) 災害対応、感染防止等の措置を講じる必要があると認めたとき
- (4) その他動植物園が特に必要と認めたとき

7 出店許可時間

- (1) 搬入時間 午前 8 時 4 5 分から午前 9 時 1 5 分まで
- (2) 営業時間 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分まで
- (3) 撤収時間 午後 4 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

※イベント等の開催により動植物園の開園時間に変更になるときは、動植物園の指示に従うこと。

8 出店の申込について

- (1) キッチンカー等の出店の申し込みは月単位とする。
- (2) 申込期間は、営業希望月の前々月の 1 日から 1 5 日までとする。
- (3) 申込は、都市公園制限行為許可申請書（別紙 3）及び出店希望日申請書（別紙 4）を動植物園管理事務室に提出することにより行う。
※メールによる提出も可。
- (4) 出店の申込みはエリアごととする。キッチンカーの出店エリアについては 1 日につき第 2 希望まで申し込むことができるものとする。
※出店希望日申請書に第 1 希望「○」、第 2 希望「△」を記入すること。
- (5) 出店数の上限を超える申請があった場合は、エリアごとに抽選で決定する。なお、抽選は非公開とする。
- (6) 上記の申込について出店を許可した場合は、動植物園は、営業希望月の前々月の末日までに都市公園制限行為許可証（別紙 5）を交付する。
なお、特別な理由が認められる場合を除き、都市公園制限行為許可証交付後の出店日の振り替えはしない。

- (7) 都市公園制限行為許可証の交付後において、出店数の上限に達していないエリアがあるときは、登録事業者は当該エリアに出店を希望する日の10日前までに都市公園制限行為許可申請書（別紙3）及び出店希望日申請書（別紙4）を提出することができる。この場合の申請については先着順とする。

9 出店料金

- (1) 1日あたりの出店料金は、下表のとおりとする。

	占用面積	料金（税抜）
キッチンカー	(5 m × 5 m) 25 m ²	1, 125 円
屋台及び露店	(2 m × 3 m) 6 m ²	270 円

なお、出店面積には、キッチンカー、テント、テーブル、椅子、看板等営業に必要な施設を設置した状態を含むものとする。

- (2) 出店料金は、都市公園制限行為許可証（別紙5）を交付するときまでに、動植物園管理事務室に持参すること。
※出店料金の支払いが認められない場合は、許可証の交付は行わない。
- (3) 既納の出店料金は、特別な理由があると認められる場合を除き、還付しないものとする。
※市川市使用条例（平成11年条例第39号）第5条の規定による。

10 遵守事項

- (1) 出店営業中は、「食品衛生責任者」を配置すること。（※物販は除く）
- (2) 店の意匠や販売員の服装が、動植物園の景観と著しく不調和でないこと。
- (3) 酒類の販売は行わないこと。
- (4) 焼き鳥、焼豚、ステーキなど、激しく煙や匂いが発生する商品、動物の惨殺を連想させる商品、その他動物に影響が生じるとされる商品の販売は行わないこと。
- (5) 火気を使用するときは、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。また、消火器を必ず設置すること。
- (6) 営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。
- (7) 動植物園及び公園利用者の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。また、BGMの使用等はしないこと。
- (8) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。
- (9) 出店者は、必ずゴミ箱を店の近くの見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- (10) 出店者により生じた排水は、出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- (11) 基本的な感染症対策を実施し、衛生管理を徹底すること。
- (12) キッチンカーの大きさは、2tトラックまでとすること。
- (13) 動植物園が実施する園内で行うイベントや工事等の事業に配慮し、協力すること。
- (14) 市が出店の許可をした後に、動植物園内で行うイベントや工事等の実施が決まったときは、出店について動植物園の指示に従うこと。
- (15) 動植物園内は禁煙とする。

1 1 車両の進入及び退出

- (1) 車両による搬入は午前8時45分から9時15分までとし、許可した場所にキッチンカー等を設置すること。なおエリア内の設置場所は、当日の先着順とする。
- (2) キッチンカー以外の店舗の搬入車両は搬入作業完了後第2駐車場に駐車すること。
- (3) 申請者の事情により開園時間までにキッチンカー等の設置ができないときは、原則、当日の出店はできないものとする。
- (4) 動植物園を走行する際は、ハザードランプを点灯し、徐行運転すること。また、動植物園及び公園利用者の安全を最優先とすること。
- (5) 動植物園到着時もしくは搬入作業完了後に動植物園管理事務所に当日の営業を行う旨を報告すること。
- (6) 車両による搬出は午後4時30分から午後5時までとする。また、申請者の事情により閉園時間前に退園する場合は、動植物園管理事務所に申し指示に従うこと。

1 2 事業者登録の取り消し

キッチンカー等の出店者において、次に掲げる事項が認められた場合は、動植物園は事業者登録を取り消すことができるものとする。

- ① 食中毒が発生したとき
- ② 関係法令及び保健所の許可条件に違反したとき
- ③ 虚偽の申請をしたとき
- ④ 動植物園の敷地内において、第三者及び職員に対し暴力や暴言等乱暴な行為を働いたとき
- ⑤ 許可面積を超える場所を占用したとき
- ⑥ 動植物園が危険な行為であると認めたとき
- ⑦ 出店予定日の直前で出店の取りやめや無断での出店の取りやめを繰り返したとき
- ⑧ その他、動植物園の運営方針に反する行為が認められたとき

1 3 その他

- (1) 営業中に第三者に対して損害を与えた場合は、当該事業者が損害を賠償するものとする。
- (2) 動植物園の施設等を破損した場合は、当該事業者が速やかに原状回復を行うものとする。
- (3) 天候の具合等により急遽出店を取りやめるときは、当日の開園時間前までに動植物園に連絡すること。
- (4) 事業者は、市川市デジタル地域通貨『ICHICO』の加盟店となるよう努めること。

1 4 問い合わせ先

住 所	市川市大町284番地1
担 当	市川市動植物園課 管理担当
メールアドレス	ichikawazoo-k@city.ichikawa.lg.jp
電 話	047-338-1960 (fax 047-339-1210)
	午前9時00分～午後5時00分
	定休日：月曜日（※祝日と重なった場合は翌日）及び年末年始。

キッチンカー等事業者登録（更新）申請書

市川市動植物園課長

「市川市動植物園におけるキッチンカー等の出店による営業の許可に関する要領」（以下「要領」という）に基づき、キッチンカー等事業者として登録（更新）申請いたします。本申請書及び以下 1 から 5 までの添付資料（更新の場合は該当資料）の記載内容については、事実と相違ありません。

また、要領の「3 事業者登録の要件」の(1)から(6)のいずれの項目にも該当しないことを申し添えます。

提出書類

1. 営業許可証の写し（物販は除く）
2. 生産物賠償責任保険（P L 保険）証明書の写し
3. 食品衛生者責任者の資格の証明書の写し（物販は除く）
4. 車検証の写し（屋台及び露店は除く）
5. キッチンカー等の写真画像
 - ① ナンバープレートが確認できること（屋台及び露店は除く）
 - ② 内装、装備等が確認できること
 - ③ 全体の意匠が確認できること

キッチンカー等事業者の情報

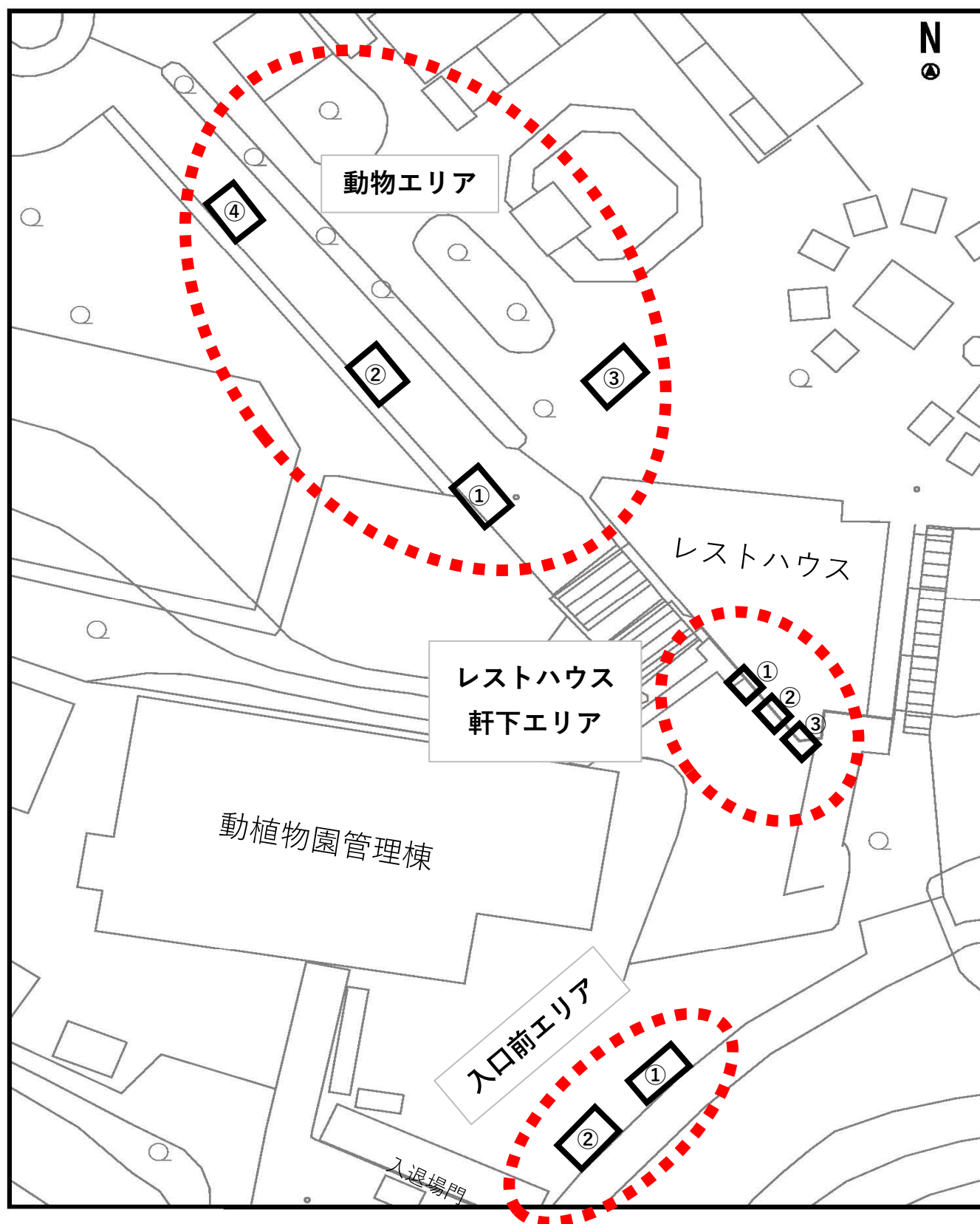
申請日 令和 年 月 日

法人名、店舗名	ふりがな		
代表者名			
住所	〒		
販売形態	キッチンカー ・ 屋台及び露店		
連絡先			
担当者名	ふりがな	電話番号	
		メールアドレス	

主な取扱商品		過去の出店実績	
品目名	税込み価格	開催日・出店期間	出店場所等

※直近のものをご記入ください

出店場所（動物園）



第1号様式（第2条関係）

都市公園制限行為許可申請書

令和 年 月 日
市 川 市 長

申請者 住 所 〒

氏 名

電 話

市川市都市公園条例第2条第2項の規定により都市公園内の行為を許可願いたく

申請いたします。

公 園 の 名 称		
位置又は公園施設 及 び 面 積		
行 為 の 内 容		
行 為 の 目 的		
行 為 の 期 間		
公園の復旧方法		
そ の 他		
(備 考)	※使用料	円

※ 欄は記入しないで下さい。

出店希望日申請書

別紙4

申請者名：

月分

日付	動物エリア	入口前エリア	レストハウス 軒下エリア
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

注1. 出店希望日のエリアを選択して「○」を記入してください。

※第2希望がある場合は、「△」を記入してください。

注3. 動植物園の休園日は申込みできません。

出店日決定書

別紙5

申請者名：_____

月分

日付	動物エリア	入口前エリア	レストハウス 軒下エリア
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

使用料金 _____ 円

様式第3号（第2条関係）

都市公園制限行為許可証

市川第 号
令和 年 月 日

住 所
氏 名

市川市長 印

年 月 日付で申請のあった都市公園内行為について次のとおり許可します。

公 園 の 名 称	
位置又は公園施設及び面積	
行 為 の 内 容	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
附 帯 条 件	